

島根半島・宍道湖中海ジオパークサポーター「ジオサポ！」要綱

(目的)

第1条 本要綱は、ジオパークの趣旨を理解し、持続可能なジオパーク活動を目指して、島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会（以下、「協議会」という。）・地域住民と一緒にになってジオパーク活動を支える島根半島・宍道湖中海ジオパークサポーター「ジオサポ！」（以下、「ジオサポ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者)

第2条 ジオサポへの登録の対象者は、県内外の個人、企業・団体とする。

(主な活動内容)

第3条 ジオサポは、ジオパークの趣旨を理解し、持続可能なジオパーク活動を目指して次の各号の活動を行う。

- (1) ジオパーク活動に積極的に参加する。
- (2) 自らジオパークを楽しむ。
- (3) ジオサポのネットワークを広げる。
- (4) ジオパークの魅力や楽しみ方を SNS 等で広める。

(登録)

- 第4条 個人ジオサポは、登録届（様式第1号）の提出と次条に規定する会費の支払後、「ジオサポ！カード（個人会員）」の発行を受けて登録とする。
- 2 企業・団体ジオサポは、登録届（様式第1号）の提出と次条に規定する会費を支払後、「ジオサポ！カード（企業・団体会員）」の発行を受けて登録とする。
- 3 ジオサポの登録によって取得した個人情報は、会長が属する市の個人情報保護条例に則り、適切に使用・保管するものとする。

(会費の受入額、収納期間)

- 第5条 年会費は、個人ジオサポ一口1,000円、企業・団体ジオサポ一口10,000円とする。
- 2 会費の収納期間は毎年度4月1日から3月31日までとする。ただし、本要綱を策定した年度は、要綱制定日から翌年3月31日までとする。

(会費の受入及び使途)

第6条 会費は、協議会が受入れ、協議会活動に要する経費に充てるものとする。

(個人ジオサポ特典)

第7条 個人ジオサポには別表1のとおり、特典を与える。

(企業・団体ジオサポ特典)

第8条 企業・団体ジオサポには別表2のとおり、特典を与える。

(変更・辞退)

第9条 登録情報の変更の場合は登録変更届(様式第1号)、登録辞退の場合は登録辞退届(様式第1号)を提出するものとする。

(登録の制限)

第10条 登録、会費の受入は、個人、企業・団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申込みを受諾しないものとする。

- (1) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行った、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 特典を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者との関与が認められる場合
- (3) その他協議会が不相当と認める場合

(登録取消)

第11条 登録後に、第10条に該当することが明らかになった場合は、登録取消とする。

(その他)

第12条 第9条及び第11条において、登録辞退または登録取消となった場合、既に納入済の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。

様式第1号（第4条、第9条関係）

島根半島・宍道湖中海ジオパークサポーター「ジオサポ！」登録届・登録変更届・登録辞退届

島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会 宛
〒690-8540 島根県松江市末次町 86 松江市役所地域振興課ジオパーク推進室内
電子メール kunibiki-geopark@city.matsue.lg.jp FAX 0852-55-5665

※必要事項に○印または記入をお願いします。太枠内は、記入しないでください。

※個人情報、法令を遵守し、島根半島・宍道湖中海ジオパークの活動以外には使用しません。

※Webからもお申込みできます（<https://kunibiki-geopark.jp/>）。

※公式LINEアカウントの登録方法は登録完了後、ジオサポ！カードとともに郵送致します。

個人ジオサポ番号			
種別	登録・変更・辞退		
口数	口	円	※1口1,000円
ふりがな			性別
氏名			
生年月日	年 月 日	年 齢	歳
住所	〒 -		
連絡先	自宅（ ） - 携帯 - -		
E-mail	@		
情報の受取先	公式LINEアカウント・Email		
印刷物・HP等への氏名の記載・公表の可否		可・不可	

企業・団体ジオサポ番号			
種別	登録・変更・辞退		
口数	口	円	※1口10,000円
ふりがな	ふりがな		
企業・団体名	連絡責任者氏名		
企業・団体所在地	〒 -		
連絡先	電話（ ） - 携帯 - -		
E-mail	@		
情報の受取先	公式LINEアカウント・Email		
印刷物・HP等への企業・団体名の記載・公表の可否		可・不可	

【現金でお支払いの場合】松江市役所地域振興課ジオパーク推進室又は出雲市役所政策企画課ジオパーク係（出雲市今市町70番地）にてお支払い下さい。

【振込でお支払いの場合】山陰合同銀行 松江市役所出張所 普通 3631567
島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会 会長 松浦正敬
※振込手数料はご負担下さい。

別表 1 (第 7 条関係)

	区分	1 口以上 (1,000 円以上)
1	当ジオパーク主催の関連イベント、研修、会報等の案内	○
2	企業・団体ジオサポ提供の情報（クーポン等）の配信	○
3	ジオサポ公式 LINE アカウントによるスタンプカードの提供（スタンプは、ジオパーク主催の関連イベント等で贈呈）	○
4	上記 3 のスタンプを 10 個以上集めた個人ジオサポには、国引きジオブランド商品の贈呈	○

別表 2 (第 8 条関係)

	区分	1 口以上 (10,000 円以上)	5 口以上 (50,000 円以上)
1	当ジオパーク主催の関連イベント、研修、会報等の案内	○	
2	企業・団体ジオサポの情報（クーポン等）を会員に配信（年 2 回）	○	
3	ジオサポロゴ（別図）の使用	○	
4	島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会が有しているジオサイト写真の使用	○	
5	当ジオパーク公式 HP 等に企業・団体ジオサポの名称の掲載	○	
6	当ジオパーク公式 HP へのバナー広告の掲載、リンクの設定		○

別図

